

障がい者の有料道路割引

通勤、通院などで、有料道路を利用される障がい者のかたに、有料道路料金の割引があります。

なお、事前に登録が必要で、登録できるのは手帳所持者1人につき1台です。

■ 対象者

- ①障がい者本人が運転する場合
身体障害者手帳を受けているすべてのかた
- ②障がい者本人以外のかたが運転し、障がい者本人が同乗する場合
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたで、重度の障害(第1種)のかた

■ 割引有効期間

- ①新規申請、変更申請の場合
申請日から2回目の誕生日まで
- ②更新申請の場合
申請日から3回目の誕生日まで

■ 持参品

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 自動車を運転するかたの運転免許証
- 登録する車の車検証

■ 注意事項

- ETC搭載の自動車は、ETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるものが別途必要です。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

お出かけタクシー券

高齢者のかたが、買い物や通院などでタクシーを利用した場合、その料金の半額相当を助成します。

■ 対象者

- 次の全ての項目に該当するかた
 - 町内在住の70歳以上のかた
 - 自動車運転免許証を持たないかた(二輪運転免許証を除く)
 - 町税および保険料などの滞納がないかた

■ 対象地区

町内全域

■ 助成内容

タクシー運賃の半額相当を、町が助成します。利用券1枚の助成額は500円で、対象地区ごとに町が定めた枚数を交付します。

利用券が使用できる区域は、町内に限ります。

■ 利用できるタクシー会社

- 秩父丸通タクシー ○秩父観光タクシー

■ 申請

健康保険証など対象者としての要件を確認できるものと印鑑を持参し、下記担当まで申請してください。

■ 注意事項

- 紛失などによる再交付、追加交付はできません。
- 令和3年度分の利用券は使用できません。残券はお返してください。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

障害者自動車燃料費等給付

自動車等燃料費給付認定を受けている障がい者のかたに、燃料費を給付しますので請求してください。

■ 給付金

- 燃料1リットルにつき50円。
- ※1か月に自動車は20リットル分、オートバイは5リットル分まで。

■ 対象期間

令和3年10月～令和4年3月分(6か月分)

■ 持ち物

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 運転されるかたの運転免許証(写し可)
- 車検証(写し可)
- 印鑑
- 燃料を購入したことがわかるもの(領収書など)

■ 期限

4月11日(月)

「障害者自動車燃料費等給付」と「福祉タクシー利用券」はどちらか一方のみ受けられます。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

福祉タクシー 利用券交付

福祉タクシー利用券(初乗り運賃相当額)を交付します。

■ 対象者

- 身体障害者手帳1級または2級のかた
- 療育手帳[Ⓐ]またはAのかた

■ 交付数

年間28枚

■ 申請

身体障害者手帳または療育手帳、印鑑を持参し、下記担当まで申請してください。

■ 注意事項

- 紛失などによる再交付、追加交付はできません。
- 令和3年度分の利用券は使用できません。残券はお返してください。

